

遠野市市営建設工事条件付一般競争入札実施要綱

制定 平成21年遠野市告示第 119号

改正 平成22年遠野市告示第 22号

改正 平成22年遠野市告示第 167号

改正 平成26年遠野市告示第 91号

(趣旨)

第1条 この告示は、別に定めのあるもののほか、市営建設工事又は特定市営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市営建設工事 遠野市市営建設工事入札参加資格者要綱（平成20年遠野市告示第132号。

以下「参加資格者要綱」という。）第2条に規定する市営建設工事をいう。

(2) 特定市営建設工事 遠野市特定市営建設工事入札参加資格者要綱（平成22年遠野市告示第21号。以下「特定市営建設工事参加資格者要綱」という。）第2条第2号に規定する特定市営建設工事をいう。

(3) 特定共同企業体 特定市営建設工事参加資格者要綱第2条第3号に規定する特定共同企業体をいう。

(4) 法 建設業法（昭和24年法律第100号）をいう。

(5) 令 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）をいう。

(対象工事)

第3条 条件付一般競争入札の対象とする市営建設工事は、原則として、設計金額が1億円（消費税額及び地方消費税額を含む。）以上の工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、設計金額にかかわらず、条件付一般競争入札の対象としないことができる。

(1) 発注しようとする市営建設工事が特殊な機械又は特殊な工法若しくは技術を要するものであって、施工が可能である者が限定される場合

(2) 発注しようとする市営建設工事の内容、技術的特性等を総合的に考慮し、条件付一般競争入札に適さないと市長が認める場合

(3) 発注しようとする市営建設工事が特に緊急を要するものである場合

2 特定市営建設工事については、原則として、条件付一般競争入札に付するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。

(1) 発注しようとする特定市営建設工事が特殊な機械又は特殊な工法若しくは技術を要するものであって、施工が可能である者が限定される場合

(2) 発注しようとする特定市営建設工事の内容、技術的特性等を総合的に考慮し、条件付一般競争入札に適さないと市長が認める場合

(3) 発注しようとする特定市営建設工事が特に緊急を要するものである場合

3 前2項にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは条件付一般競争入札に付することができる。

(入札参加資格)

第4条 遠野市財務規則（平成17年遠野市規則第61号。以下「規則」という。）第99条の規定により公告する市営建設工事に係る条件付一般競争入札の入札参加資格は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

- (1) 法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けている者であること。
- (2) 法第27条の23第2項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の有効期間（経営事項審査の審査基準日から1年7月）を経過していないこと。
- (3) 法第28条第3項又は第5項の規定により営業の全部又は一部の停止を命ぜられた者にあつては、入札の公告から入札の時までの間に、その処分の期間が経過していない者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加者資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。
- (5) 令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (6) 令第167条の4第2項各号の規定又は同項後段の規定に該当した後2年を経過していない者でないこと。
- (7) 入札の公告から入札の時までの間に、本市から遠野市市営建設工事に係る指名停止等措置要領（平成21年遠野市告示第33号。以下「指名停止等措置要領」という。）による指名停止を受けていない者であること。
- (8) 他の入札参加者と一定の資本関係又は人的関係がある者でないこと。
- (9) 発注する対象工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。
- (10) 雇用期間を特に限定することなく第7条の規定による申請の日前3月以上継続して雇用されている者（入札参加者が個人である場合の本人及び法人である場合のその役員を含む。）を現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者（法第26条の2第1項の規定により専門技術者が配置される場合に限る。）として、発注する対象工事に配置することができる者であること。

2 規則第99条の規定により公告する特定市営建設工事に係る条件付一般競争入札の入札参加資格は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

- (1) 特定共同企業体が、特定市営建設工事参加資格者要綱第3条に掲げる要件を満たすこと。
- (2) 特定共同企業体のすべての構成員が、前項各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。

3 前2項に定めるもののほか、市営建設工事及び特定市営建設工事に係る条件付一般競争入札に必要な入札参加資格は、当該工事ごとに遠野市市営建設工事等契約予定者選定委員会規程（平成17年遠野市訓令第41号）に基づく遠野市市営建設工事等契約予定者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の意見を聴いて市長が定める。

(入札公告)

第5条 市営建設工事又は特定市営建設工事に係る入札条件等の公告は、条件付一般競争入札

公告により行うものとする。

- 2 前項に規定する公告は、遠野市公告式条例（平成17年遠野市条例第3号）に規定する掲示場への掲示及び遠野市のホームページへの掲載により行うものとする。

（公告の期間の短縮）

第6条 規則第99条ただし書の規定による公告の期間の短縮は、当該市営建設工事又は特定市営建設工事の設計金額の積算内容が簡易であって、公告の期間を短縮しても十分な見積りが可能であると判断されるものである場合に行うものとする。

（入札参加者資格確認申請）

第7条 市営建設工事に係る条件付一般競争入札に参加を希望する者は、遠野市条件付一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添えて、公告に示す期限までに市長に提出しなければならない。

（1）遠野市条件付一般競争入札参加資格確認調書

（2）前号に掲げるもののほか、条件付一般競争入札に参加を希望する者の入札参加資格の有無についての確認（以下「資格確認」という。）のために必要な書類

- 2 特定市営建設工事に係る条件付一般競争入札に参加を希望する者は、前項の申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、公告に示す期限までに市長に提出しなければならない。

（1）特定共同企業体のすべての構成員に係る前項各号に掲げる添付書類

（2）特定市営建設工事参加資格者要綱第4条第1項に規定する遠野市特定市営建設工事入札参加資格審査申請書

（3）特定市営建設工事参加資格者要綱第4条第2項に規定する特定共同企業体協定書又はその写し

（特定共同企業体の資格確認に関する特例）

第7条の2 特定共同企業体が前条第2項の規定による申請を行った場合において、発注する特定市営建設工事の入札までの間に、当該特定共同企業体の構成員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、市長は、別に定めるところにより、当該構成員に代わる構成員を新たに補充させた上で、再度当該申請を認めることができる。

（1）法第3条第1項の規定による建設業の許可が失効した場合又は法第28条第3項若しくは第5項の規定により条件付一般競争入札の対象とする特定市営建設工事に対する業種について営業の停止を命ぜられた場合

（2）会社更生法第17条の規定による更正手続開始の申立て又は民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされた場合

（3）破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた場合

（4）本市から指名停止等措置要領に基づく指名停止措置又は文書による警告を受けた場合

（資格確認等）

第8条 市長は、第7条第1項又は第2項の規定による申請があったときは、申請書の提出期限の到来を待って資格確認を行い、その結果を遠野市条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

- 2 前項の資格確認は、選定委員会における審議の結果を踏まえて行うものとする。

(入札参加資格を有しないと認められた場合における理由の説明の要求)

第9条 資格確認により条件付一般競争入札の入札参加資格を有しないと認められた者は、市長に対し、その理由に関し書面により説明を求めることができるものとする。

2 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、速やかに書面により回答するものとする。

(資格確認結果通知の取消し等)

第10条 資格確認により条件付一般競争入札の入札参加資格を有すると認められた者が、発注する市営建設工事又は特定市営建設工事の入札までの間に条件付一般競争入札の入札参加資格を有しなくなったとき、又は不正の手段により条件付一般競争入札の入札参加資格を有すると認められたことが明らかになったときは、その者に対する第8条第1項の規定による通知を取り消し、条件付一般競争入札の入札参加資格を有しないと認めたことを、その理由を付して遠野市条件付一般競争入札参加資格取消通知書によりその者に通知するものとする。ただし、入札までに時間的余裕がないと認めるときは、あらかじめ、口頭により通知するものとする。

(入札の無効)

第11条 第7条第1項又は第2項の規定により提出した申請書、添付書類等に虚偽の記載をした者の入札は、無効とする。

(契約の成立要件)

第12条 契約は、落札者と決定された者と締結する。ただし、請負契約書の作成から契約が確定するまでの間において、当該落札者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該落札者と契約を締結しない。

- (1) 経営事項審査の有効期間（経営事項審査の審査基準日から1年7月）を経過した場合
 - (2) 法第3条第1項の規定による建設業の許可が失効した場合又は法第28条第3項若しくは第5項の規定により条件付一般競争入札の対象とする市営建設工事又は特定市営建設工事に対する業種について営業の停止を命ぜられた場合
 - (3) 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされた場合
 - (4) 破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされた場合
 - (5) 本市から指名停止等措置要領に基づく指名停止措置又は文書による警告を受けた場合
- (様式)

第13条 この告示において使用する様式は別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、市営建設工事又は特定市営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成21年6月1日遠野市告示第119号）

この告示は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成22年2月5日遠野市告示第22号）

この告示は、平成22年2月5日から施行する。

附 則（平成22年 9 月28日遠野市告示第 167号）
この告示は、平成22年 9 月28日から施行する。

附 則（平成26年 7 月 9 日遠野市告示第 91号）
この告示は、平成26年 7 月10日から施行する。

別表（第13条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
様式第1号	条件付一般競争入札公告	第5条
様式第1号の2	条件付一般競争入札公告（特定市営建設工事）	第5条
様式第2号	遠野市条件付一般競争入札参加資格確認申請書	第7条
様式第3号	遠野市条件付一般競争入札参加資格確認調書	第7条
様式第4号	遠野市条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書	第8条
様式第5号	遠野市条件付一般競争入札参加資格取消通知書	第10条